

山口県市町総合事務組合交通災害共済

山口県市町総合事務組合交通災害共済の会員が、交通事故により災害を受けた場合、共済見舞金の請求を行うことができます。

共済見舞金の請求に際しては、下記をご確認の上、お手続きください。

なお、共済見舞金の請求期間は、交通事故により災害を受けた日の翌日から2年以内です。共済見舞金請求後、治療が続き上位の等級に該当した場合は、交通事故により災害を受けた日から2年以内であれば差額を支給します。

1. 共済見舞金の請求に必要な書類について

○印の付いている書類を提出ください。

	必要書類	死亡	傷害
1	交通災害共済見舞金請求書	○	○
2	会員証兼領収書（写）※災害を受けた日の該当年度分	○	○
3	交通事故証明書 ※1	○	○
4	交通災害共済専用診断書 ※2		○
5	交通災害共済見舞金振込依頼書	○	○
6	死亡診断書又は死体検案書	○	
7	戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書（続柄が確認できない場合は改正原戸籍も必要）	○	
8	振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座人名義（カナ）が分かるもの）	○	○
9	その他必要に応じた書類	(○)	(○)

2. 共済見舞金の送金方法について

口座振込とさせていただきます。交通災害共済見舞金振込依頼書（様式第8号）へ請求者名義の口座をご記入ください。

※1 交通事故証明書

- 警察署にある書類にて申請し、郵便振込をすると約1週間後に自動車安全運転センターより郵送されます。（郵便払込料がかかります）
- 交通事故証明書は、原本を添付してください。なお、他保険等への提出のためコピーとなる場合は、保険会社等に原本証明を依頼し、原本証明のあるもので提出してください。
- 交通事故証明書は、交通事故申立書（様式第5号）に代えることができます。ただし、その場合には、共済見舞金の支払は、12等級が限度となります。

※2 交通災害共済専用診断書

- 交通災害共済専用診断書（様式第6号）での提出が基本です。交通災害共済専用診断書の内容を充足するものであれば、他の診断書様式での提出も可能ですが、他保険等への提出のためコピーとなる場合は、保険会社等に原本証明を依頼し、原本証明のあるもので提出してください。
- 交通災害共済専用の診断書は、治療申立書（様式第7号）に代えることができます。ただし、その場合には、共済見舞金の支払は、14等級が限度となります。